５歳児精密健康診査の請求に関する留意事項について

広島県国民健康保険団体連合会
（　審　査　管　理　課　）

医療機関へ５歳児精密健康診査の受診票を持参される場合があります。５歳児精密健康診査をされる医療機関におかれましては，次の事項にご留意ください。

【実施市町について】

○　５歳児精密健康診査の実施市町は次のとおりです。

保険者名	保険者番号	開始時期
海　田　町	75340166	令和７年４月
江田島市	75340224	令和７年４月
竹　原　市	75340034	令和７年８月
府　中　市	75340091	令和７年９月
東広島市	75340588	令和８年４月
坂　　町	75340216	令和８年４月
熊　野　町	75340190	令和８年９月
大崎上島町	75340737	令和８年 10 月

【請求について】

○　請求書の乳児精密健康診査欄（7534）に乳児精密健康診査と合算してご請求ください。

【関係帳票について】

○　増減返戻通知書は，区分コード（75）乳児精密健康診査で表記されます。

※　請求書，関係帳票に新たに５歳児精密健康診査の区分は設けません。

※　請求書及び総括表の表題の変更は行いません。

担当：管理係
電話：082-554-0775